

2019年7月24日

株式会社三菱UFJ銀行

## Green Climate Fund による事業の採択について

株式会社三菱UFJ銀行（取締役頭取執行役員 <sup>みけ かねつぐ</sup>三毛 兼承、以下 当行）は、Green Climate Fund（緑の気候基金、以下 GCF）の認証機関<sup>[1]</sup>を務めておりますが、今般、当行が申請していた再生可能エネルギー事業（以下 本事業）<sup>[2]</sup>への GCF による資金供与が GCF 理事会において採択されました。

本事業は、チリ共和国の電力会社である Energía Valhalla（エネルギー・ヴァルハラ）が、チリ共和国の北部タラパカ州において、561 メガワットの太陽光発電所および 300 メガワットの揚水力発電所を建設・操業する事業で、昼間は太陽光、夜間は揚水力により、24 時間発電することが可能です。

温室効果ガスの削減となるだけでなく、近隣の地域経済の多様化に向けた支援や淡水化設備を利用した安定的な水供給も行うため、当該地域における気候変動への適応に係る取り組みにも貢献します。

三菱UFJ フィナンシャル・グループは金融機関の使命として、長期的な視点でお客さまや社会と末永い関係を築き、共に持続的な成長を実現することを経営ビジョンに掲げ、その実現に向けて地球環境の保全や多様な人権の保護などへの取り組みを進めております。今後、当行は GCF を通じた事業への支援により、持続可能な環境・社会の実現に貢献することを目指してまいります。

<sup>[1]</sup> 認証機関は GCF へ拠出された資金へのアクセスを認可された機関であり、GCF に対する事業への資金提供の申請および GCF により採択された事業の監督、管理等を担います。認証機関として承認されるには、GCF の定める情報開示、環境配慮等への姿勢、ジェンダー政策等の基準を満たしていることが条件となっております。

<sup>[2]</sup> <https://www.greenclimate.fund/projects/fp115>

### 《Green Climate Fund について》

GCF は「気候変動に関する国際連合枠組条約」（United Nations Framework Convention on Climate Change）に基づく資金供与の制度の運営を担う基金であり、開発途上国が温室効果ガスの排出を削減もしくは制限し、気候変動の影響に適応する取り組みを支援しています。日本の機関としては、当行および国際協力機構（Japan International Cooperation Agency）が GCF の認証機関として承認されています。

（ウェブサイト：<https://www.greenclimate.fund/home>）

以上